

## 第2章 社会全体での子育て・子育ての支援

- 1 親と子のための保健・医療体制の整備と健康づくり
- 2 子育ての支援
- 3 子育てと社会参加の両立のための環境づくり
- 4 子どもの健やかな成長のための環境づくり
- 5 援助を必要とする子どもや家庭のための支援
- 6 次代の親の育成



# 1 親と子のための保健・医療体制の整備と健康づくり

## 現状と課題

### 1 安心して出産できる保健・医療体制及び小児医療体制の整備

周産期死亡率・乳児死亡率は以前と比べると改善されてきていますが、ここ数年は下げ止まりの傾向にあります。また、低出生体重児の出生割合も増加しており、さらに安心して出産できる保健・医療体制の整備を図る必要があります。

また、病院の小児科部門の縮小傾向が見られる現状の中、効率的に小児医療体制の整備を推進していく必要があります。

さらに、健やかな出産のため、健康管理が必要な妊婦に対して正しい健康づくりや健康の維持、適切な栄養摂取について、適切な保健指導を行っていく必要があります。

### 2 不妊に悩む夫婦に対する支援

不妊に悩む夫婦は6組に1組といわれ、子どもを持ってないかも知れないという不安を抱えている夫婦が多く、治療について適切な情報を得たり、不安や悩みを相談したりする場が少ないため、身近な地域に相談機関を設置し、気軽に相談できるようにしていく必要があります。

また、不妊治療のうち特定不妊治療(体外受精や顕微授精)については、医療保険が適用にならない上、繰り返しの治療も必要なことから、医療費の負担が高額となるため、子どもを持つことを諦めざるを得ない夫婦も少なくない状況にあり、治療費に係る負担を軽減する必要があります。

### 3 親と子の健康づくりに対する支援

乳幼児の健康づくりのため、疾病や障がいを早期に発見し、早期の治療や療育等を行っていく必要があります。

また、子どもの心身の健全な発達や児童虐待の防止のため、育児不安や悩みを持つ親に対する相談や援助を行う必要があります。

また、子どもの不慮の事故の未然防止や急病の時の対処方法について、啓発や情報提供を行う必要があります。

さらに、健やかな出産・育児や子どもの心身の健全な育成のため、妊産婦の正しい健康づくり、乳幼児期からの正しい食事の摂り方や望ましい食習慣の定着、食品の安全に関する正しい知識の啓発や食を通じた豊かな人間性の形成を図る必要があります。

## 施策の方向

### 1 総合的な周産期医療体制の整備充実

既に構築した「総合周産期母子医療センター」、「地域周産期母子医療センター」、「周産期医療協力施設」からなる「周産期医療システム」について、関係機関の機能分担と相互の有機的連携を図るなど一層の整備充実を図ります。

### 2 小児医療体制の整備推進

初期救急から第三次救急までその症状に応じて対応できるよう、各医療機関の適切な役割分担と協力に基づいた体制の整備を推進します。

### 3 健康管理が必要な妊婦に対する保健指導体制の整備

健康管理が必要な妊婦に対し、正しい健康づくり、健康の維持、適切な栄養摂取のために、妊娠から出産までの継続的な保健指導サービス体制の整備を図ります。

### 4 不妊に悩む夫婦に対する支援

不妊に悩む夫婦が気軽に相談できる窓口を設置し、必要に応じ専門的な相談を受けることができるよう支援するとともに、不妊治療に要する費用について、負担軽減を図ります。

### 5 親と子の心と体の健康づくりに対する支援

乳幼児に対するマス・スクリーニング検査等を行い、疾病や障がいの早期発見に努め、適切なフォローの実施を図るとともに、低出生体重児や身体障がい、慢性疾患等を有する子どもに対する相談や支援を行います。

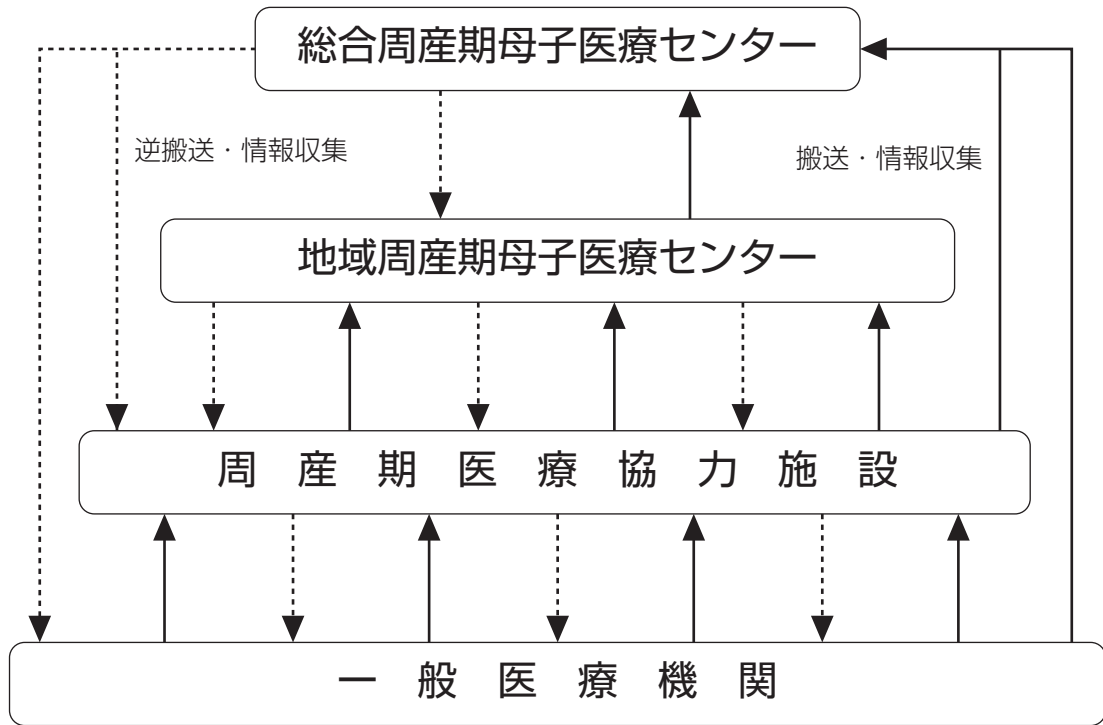
また、育児不安を持つ母親等に対する相談、指導の充実を図るとともに、必要に応じ家庭訪問による支援を行います。

さらに、子どもが病気の時にも適切な対処ができるよう情報提供を行います。

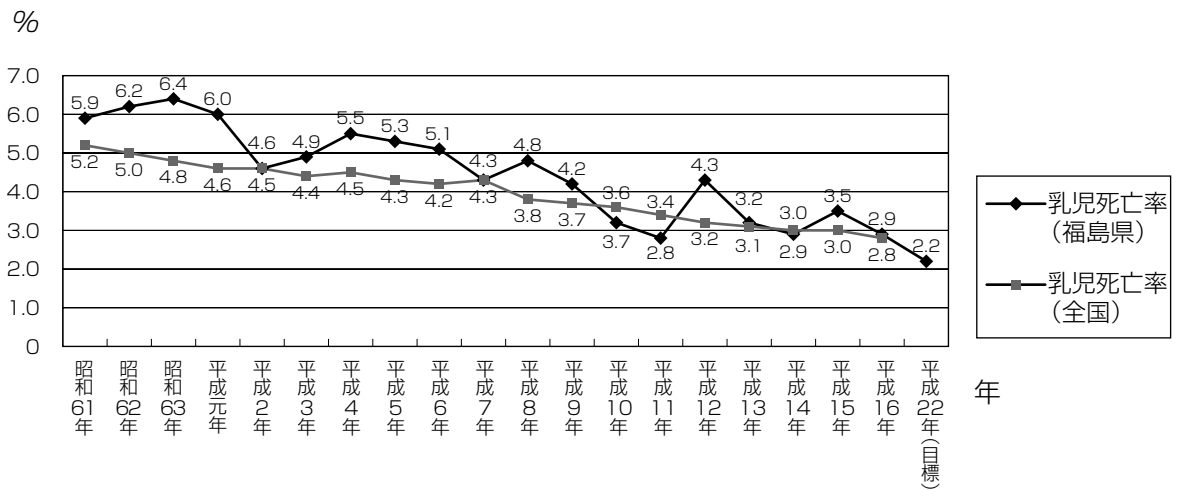
### 6 食育の推進

乳幼児に対する正しい食生活の普及、望ましい食習慣の定着を図り、また、児童・生徒には、学校給食等を通して正しい食生活や望ましい食習慣、食品の安全に対する正しい知識について学ばせるとともに、「食」と「農」の関わりについて理解の促進を図ります。

●周産期医療システム体系図



●乳児死亡率の推移



資料：保健統計の概況

## ●具体的目標（数値目標）

項目	計画策定時	現状	目標年次	説明
	(平成11年度)	(平成16年度)	(平成22年度)	
周産期死亡率 (注1)	5.8	5.6	4.5以下	周産期における総合的な医療提供体制の整備を図ります。
乳児死亡率 (注2)	2.8	2.9	2.2以下	乳児の死亡を減少させるため、子育て環境や生活環境の改善を図ります。
特定不妊治療費助成件数	—	196件	338件	体外受精、顕微授精による治療を受けた夫婦に対し、治療に要した費用の一部を助成します。
育児支援家庭訪問事業実施市町村率	—	0%	15%	市町村が、子育てに関して不安を抱える家庭に対して、保健師、助産師、保育士等の専門家や子育てOB、ヘルパーなどを派遣し、支援する「育児支援家庭訪問事業」の実施を推進します。

注1 出生と妊娠満22週以後の死産を合わせた数、千に対する妊娠満22週以降の死産と早期新生児死亡(生後7日未満の死亡)を合わせた数(年単位)

注2 出生千に対する乳児死亡(生後1年未満の死亡)数(年単位)

## 2 子育ての支援

### 現状と課題

#### 1 子育て等に関する相談・情報提供体制の整備

かつては、子育ては大家族で、さらには家族を超えて地域全体で行われてきました。しかし、核家族化の進行や地域社会の連帯感の希薄化などにより、子育ては孤立化し、育児に対する不安や負担感などが増大するとともに虐待が顕在化しています。また、学校においてもいじめや不登校などの問題があります。

こうした中、子育て家庭の不安の軽減を図り安心して子育てができるようにするため、子育て等の不安や悩みについていつでも気軽に相談できる体制や、子育てに関する情報を提供する体制の整備を図る必要があります。

#### 2 子育て家庭の経済的負担の軽減

出産や子育てに要する費用については負担感が増大しており、妊娠、出産や子育てへの経済的支援、教育費用の軽減や奨学金制度の充実などに対する行政への期待は非常に高くなっています。

このため、子育て家庭の経済的負担の軽減について、支援策を充実していく必要があります。

#### 3 地域における支援

核家族化の進行などで子育てが孤立化する中、安心して子育てをしていくためには、若者から高齢者、ボランティア団体やNPOなど多くの人たちや地域活動団体が連携・協力しながら、地域社会全体で子育てを支援していく必要があります。

また、家庭で子育てをしている人に、子育てに関する学習の機会を提供するとともに、学校教育において、児童・生徒が体験学習により子育てに関する理解を深められるよう、幼稚園や保育所の機能を活用する必要があります。

#### 4 保育サービスの充実

核家族化の進行や共働き家庭の増加により、保育所の入所児童数が増加しています。入所定員も拡大していますが、市部を中心に待機児童が発生しており、保育を必要とする児童がすべて保育所に入所できる体制の整備を図る必要があります。特に、待機児童のうち、低年齢児(0、1、2歳児)の占める割合が大きく、今後もニーズが高まることが予想されます。

また、保育ニーズも多様化しており、様々な地域ニーズに応じて各種保育施策を推進していく必要があります。

さらに、認可外保育施設も、認可保育所入所児童数と合わせた児童数全体の2割程度が入所しており、重要な役割を果たしていることから、充実を図っていく必要があります。

## 5 子育てしやすい生活環境の整備

安心して子どもを生み育てるためには、十分な居住スペースや安価な住宅コスト、遮音性、十分な敷地など子育てしやすい居住環境が必要であり、良質な住宅の適正な価格での供給を図る必要があります。

また、安心して子育てができるまちづくり、安心して子どもを連れて出かけることのできるまちづくりを進める必要があります。

## 施策の方向

### 1 子育てに関する相談・情報提供体制の整備

子育てや学校生活に関する様々な不安や悩みについていつでも気軽に相談できるよう、関係機関が連携を図りながら、相談体制づくりを進めます。

また、子育てに関する各種資源やサービス内容について幅広く、きめ細かな情報提供ができる体制づくりを進めます。

### 2 子育て家庭の経済的負担の軽減

乳幼児の医療費の負担軽減、教育費用の負担軽減などを図ります。

### 3 子育て環境づくりに関する啓発・調査等

地域社会全体で子育てを支援していく環境づくりを進めるため、子育て支援を進める県民運動などにより啓発を行うとともに、子育て支援に関するニーズや子育て支援のあり方について、関係機関と連携を図りながら調査等を進め、新たな施策への反映について検討を進めます。

### 4 ファミリー・サポート・センターや子育てサークル等による 子育て支援の推進

地域社会全体で子育てを支えていくためには、NPOやボランティアなど様々な地域活動団体等の地域資源の力を活用していく必要があり、これらの団体が行う子育て支援活動の推進を図ります。

## 5 幼稚園、保育所等を拠点とした子育て支援の推進等

子育ての知識、経験、技術を有する幼稚園や保育所が子育てに関する学習の機会を提供するなど、幼稚園や保育所等を地域の拠点とした子育て支援を積極的に進めます。また高齢者の知恵や経験を生かした子育て支援を積極的に進めます。

## 6 保育施設の整備の促進

保育所の整備などによる保育所入所定員数の拡充を支援し、待機児童の解消を図ります。

## 7 多様な保育サービスの推進等

多様な保育ニーズに応えるため、低年齢児保育の拡大を図るとともに、延長保育、休日保育、一時保育等様々な保育施策について、地域の実情に合わせて一層の充実が図られるよう支援します。また、認可外保育施設への支援を推進します。

さらに、質の高い保育サービスの提供のため、人材の確保や養成を図るとともに、保育サービスの評価についても検討していきます。

## 8 子育てしやすい居住環境の整備

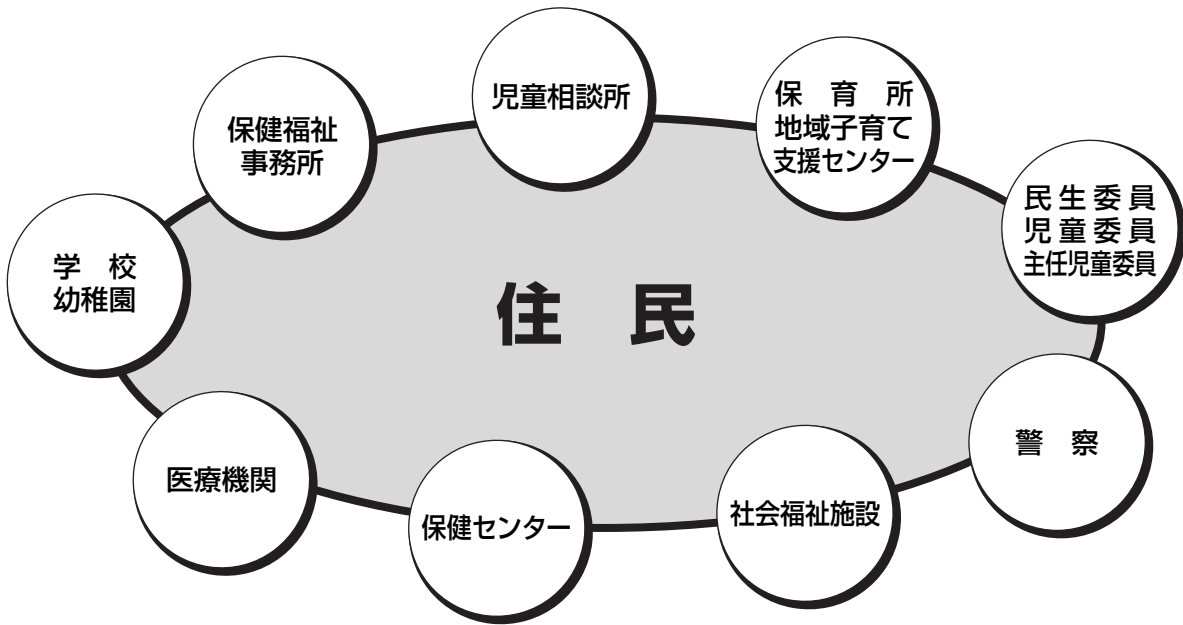
県営住宅の建替や改修等によりファミリー世帯向けの良質な住宅の提供を進めるとともに、現入居制度に加え、子育て世帯については入居要件を一部緩和するなど、子育てに配慮した制度の整備をさらに検討します。

また、県営住宅の集会施設等を活用した「住宅団地一体型子育て支援施設」の整備について、地域の需要を見ながら進めます。

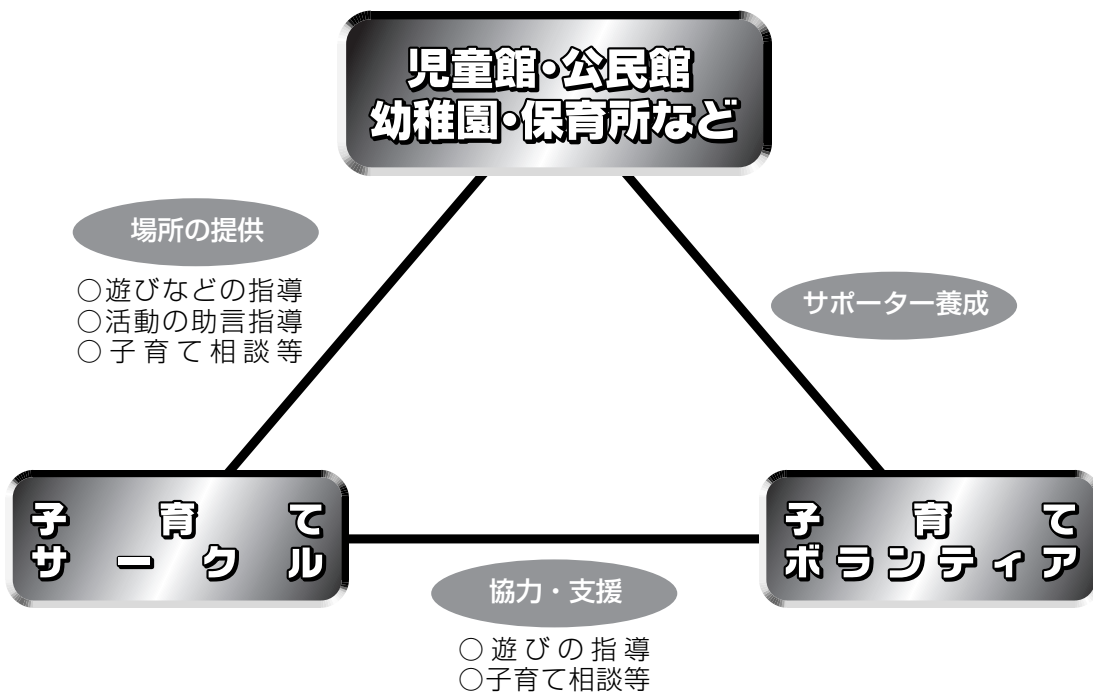
## 9 安心して子育てができるまちづくりの推進

「人にやさしいまちづくり条例」に基づき、ユニバーサルデザインの考え方を踏まえたまちづくりを進めるとともに、歩道の段差の解消、公共施設における段差の解消や多機能トイレ、授乳スペース等の整備を図ります。

### ●主な児童相談関係機関



### ●子育てサークル支援ネットワークのイメージ



## ●具体的目標(数値目標)

項目	計画策定時	現状	目標年次	説明
	(平成11年度)	(平成16年度)	(平成22年度)	
地域子育て支援センター整備数	13か所	45か所	100か所	地域での子育てを支援するため、地域子育て支援センターの設置を進めます。
一時保育実施施設率 (全保育所に占める一時保育を実施する保育所の割合)	4.5%	19.9%	50%	緊急・一時的に保育が必要となった児童を受入れる保育所を増やします。
延長保育実施施設率 (全保育所に占める延長保育を実施する保育所の割合)	22.8%	51.5%	70%	11時間の開所時間の前後において保育時間を延長して行う保育所を増やします。
乳児保育実施施設率 (全保育所に占める乳児保育を実施する保育所の割合)	48.1%	72.1%	93.8%	乳児(0歳児)を受入れる体制を整備している保育所を増やします。

## 3 子育てと社会参加の両立のための環境づくり

### 現状と課題

#### 1 男女共同参画による子育て

女性の社会進出が進み、共働き家庭は増加していますが、女性の年齢別就業状況をグラフにすると30代前半を谷とするM字型曲線を描いており、結婚、子育て期に就労を継続することが難しいことがうかがえます。また、固定的な性別役割分担意識が社会に未だ根強く残っており、家事や育児などの多くを女性が担っている状況にあります。特に共働き家庭においては、女性が仕事とともに家事や育児も担う状況であり、負担が重いものとなっています。

こうしたことから、固定的性別役割分担意識の解消を図り、男女がともに家事や子育てに取り組める男女共同参画社会を形成する必要があります。

#### 2 子育てをしながら働き続けることのできる環境の整備

前記1のとおり女性は結婚、子育て期に就労を継続することが難しく、また、子育て期と重なる30代男性は、5人に1人が週60時間以上の長時間労働をしていて、子育てと仕事のバランスを取りにくい状況にあります。

さらに、平成7年に義務化された育児休業制度を就業規則等に定めている企業は87.1%、また、出産した人又はその配偶者の育児休業取得率は、女性が65.3%、男性が0.2%にとどまっています。(数字はいずれも平成16年7月末現在)

こうしたことから、誰もが希望どおりに結婚・子育てをしながら働き続けることのできる環境を整備するため、働き方の見直しや職場における子育て支援の充実を図る必要があります。また育児休業制度について、労使双方への周知を図るとともに、企業の積極的な取り組みや育児休業を取りやすい雰囲気づくり等についての普及啓発を図る必要があります。

#### 3 出産・子育てのために退職した人に対する就業支援の推進

前記1のとおり、女性の年齢別の就業状況を見ると、子育て後に再就職する女性が多いことがわかります。

県民意識調査結果でも、結婚・子育てと仕事の両立に次いで、子育て後の再就職を希望する女性が多くなっています。

こうしたことから、子育てが一段落した女性が、希望どおりに再就職等の社会復帰を果たせるよう支援を図る必要があります。

## 施策の方向

**1 男女共同参画による子育ての推進**

家庭や地域社会における男女共同参画及び男性の子育て参画を進めるための意識啓発を図るとともに、男性、女性それぞれが生活面でも経済面でも自立し、社会活動等に参加できるよう支援を行います。

**2 子育てに配慮した働き方の普及促進**

子育てに配慮した働き方の普及のため、企業における柔軟な勤務形態や働き方の見直し、家庭と仕事を両立しやすい就労形態について啓発を行います。

**3 職場における子育て支援の促進**

職場における子育て支援を推進するため、啓発を行うとともに子育て支援に積極的な企業を支援します。

**4 育児休業制度等の定着と充実**

育児休業制度等について、パンフレットやホームページ等を活用して一層定着するよう周知を図るとともに、育児休業取得者に対する経済的支援を図ります。

**5 出産・子育てのために退職した人に対する就業支援の推進**

就業を希望する女性に対して、就業に関する情報提供や相談による支援を図ります。また、就業のために必要な基礎的な知識や技術等について研修や講習を行います。

## ●具体的目標(数値目標)

項目	計画策定時	現 状	目標年次	説 明
	(平成11年度)	(平成16年度)	(平成22年度)	
市町村の男女共同参画基本計画策定率	11.1%	22.2%	70%	市町村における男女共同参画基本計画の策定を支援し、男女共同参画型の社会システムの構築を進めます。
育児休業取得率 <sup>(注1)</sup>	女性55.1% 男性0.06% (平成12年度)	女性65.3% 男性0.2%	女性80% 男性10%	本人若しくは配偶者が出産した労働者について、育児休業が取りやすい環境づくりを進めます。
育児短時間勤務制度等を規定している企業の割合 <sup>(注2)</sup>	52.3%	61.8%	100%	子育てに配慮した柔軟な勤務形態や家庭と仕事を両立しやすい就業形態の普及を進めます。

注1 本人もしくは配偶者が出産した労働者のうち、育児休業を取得した人の割合(県のアンケート調査による)

注2 育児・介護休業法に基づく短時間勤務制度等を就業規則で定めている企業の割合(県のアンケート調査による)

## 4 子どもの健やかな成長のための環境づくり

### 現状と課題

#### 1 学校教育の充実

子どもが健やかに、また、個性豊かに成長していくためには学校の教育環境の整備を図っていく必要があります。

まず、子どもが安心して教育を受けることができるよう、安全でかつ信頼される学校環境を提供するとともに、個性を生かし、新たな時代に対応できる確かな学力を身に付けさせる必要があります。

また、子どもの豊かな心を育むため、道徳教育等の充実を図るとともに、健やかな体の育成のため、スポーツに親しむ習慣、意欲及び能力を育てる必要があります。

さらに、人間形成の基礎を培う大切な時期である幼児期における教育についても、保育所や小学校との連携も含め、さらに充実を図る必要があります。

#### 2 地域における教育等の充実

核家族化が進行し、地域の間人関係が希薄化する中で、家庭や地域の教育力が低下しているといわれており、地域社会における家庭教育の支援を図る必要があります。

また、子どもや青少年が夢と希望を持ち、健やかに育つことができるようにするため、子どもや青少年の意見を社会が反映できるよう支援するなど、社会参画を促進するとともに、拠点の整備や青少年団体活動の活性化に努めるほか、身近で活用できる遊び場や自然とふれあうことのできる場所の整備、自然体験学習や芸術・文化活動など様々な体験学習の機会の提供などに取り組む必要があります。

さらに、子どもや青少年の健全育成のためには、大人が自己責任を自覚し、子どもや青少年を一人ひとり温かく見守り支援するなど、大人の意識改革、モラルの向上が必要であり、社会全体が連携して社会環境の浄化に取り組むとともに、性の逸脱行為や非行、引きこもりや不登校などの問題を抱える子どもや青少年に対する支援体制の整備を図る必要があります。

#### 3 放課後児童の健全育成の推進

放課後児童クラブは、昼間保護者のいない家庭の児童に対して適切な遊びや生活の場を与えるものとして重要な役割を果たしており、今後も、共働き家庭の増加に伴いますます需要が高まることが予想されることから、クラブの新設や保護者のニーズにあった運営を支援していく

必要があります。

また障がい児の受入れについて、対応できる児童指導員の確保などを支援していく必要があります。

#### 4 子どもの権利や意見が大切にされる環境づくりの推進

子どもを取り巻く環境が大きく変化する中、子どもが健やかに成長するためには、子どもの人権が尊重され、子ども自身の声を大切にしながら、のびのびと育っていける環境を整備していくことが必要です。

平成6年に批准された「児童の権利に関する条約」においても、子どもの最善の利益を尊重するとともに、子どもの生きる権利、自由に意見を表明する権利を有することなどが定められています。

#### 5 子どもにとって安全で安心な地域づくりの推進

子どもを対象とした犯罪や声かけ事案等の発生が増加しており、子どもを犯罪から守るため、防犯施設を整備するとともに、地域全体で犯罪のおこりにくい環境づくりを行う必要があります。

### 施策の方向

#### 1 信頼される学校づくりの推進

適切な学校運営、開かれた学校づくりを進めるとともに、家庭や地域の関係機関等とも連携した学校における安全教育や安全管理に関する取組みを進めます。

#### 2 個性を生かし、新たな時代に対応した教育の充実

特色のある学校・学科づくりや少人数教育等を進めるとともに、外部講師等の活用、教員の専門的な知識・技術の習得などを図ります。

#### 3 心の教育の充実

心の教育の充実のため、道徳教育の充実、ボランティア等の体験活動の実施などを進めます。

#### 4 健やかな体の育成

健やかな体の育成のため、体育や運動部指導者の実技指導力の向上を図るとともに、地域のスポーツ指導者の活用による運動部活動の充実を図ります。

## 5 幼児教育の充実

幼児教育の充実を図るため、幼児教育振興プログラムに基づき、教員等の指導力の向上、保育所との連携や一体化、小学校との連携を図ります。

## 6 家庭教育への支援

地域社会における家庭教育の充実に向けた学習の機会を設けるとともに、家庭に対するサポート体制をつくり支援を行います。

## 7 子どもや青少年が健やかに育つことができる環境づくりの推進

子どもや青少年の健全育成のため、関係機関との連携を強化するとともに、大人の意識改革を進め、有害図書、ピンクビラ等に関する規制やわいせつ行為の禁止など「福島県青少年健全育成条例」及び「福島県ピンクビラ等の規制に関する条例」の適正な運用・普及啓発に努めます。

また、子どもや青少年の健全育成活動の拠点である児童館などの施設整備を促進し、子どもや青少年が各種地域活動に参加しやすい環境を整備するとともに、育成団体等が連携して活動に取り組めるよう支援を行います。

## 8 遊び・学びの環境の整備と体験学習の推進

公園や自然とふれあえる場所など遊び場や学びの場の整備を進めるとともに、野外活動、芸術・文化活動、様々な人との交流、動植物とのふれあいなど体験学習の機会の提供を進めます。

## 9 問題を抱える子どもに対する支援体制の整備

小・中・高等学校にカウンセラーを配置したり、子どもの非行やいじめに関して専門的なアドバイスを行う少年専門相談員を配置するなどして、問題を抱える子どもに対する相談体制や支援体制の整備を図ります。

## 10 放課後児童の健全育成の推進

放課後児童クラブの設置、運営に対する支援策の拡充を図るとともに、児童指導員の資質の向上や活動内容の充実を図ります。また、障がい児が利用できる放課後児童クラブの増加のため、対応できる児童指導員の確保等についての支援の拡充を図ります。

## 11 子どもの人権に関する啓発、子どもの声を生かした子育て環境づくりの推進

子どもの人権に関する啓発を行うとともに、人権に関する教育の充実を図ります。また、子どもが自分の意見や要望を自由に表明できる機会を設け、子どもの意見や要望が子育て環境整備

など県政に反映される環境づくりを進めます。

## 12 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

通学路や公園等における防犯施設の整備を進めるとともに、地域における関係機関や関係団体と連携して地域ぐるみの自発的な防犯体制づくりを促進し、犯罪被害の未然防止や緊急時の避難場所の設置などを進めます。

### ●児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)より

#### 1 子どもの最善の利益

子どものためになされることは、子どもにとって一番良いことかどうかを考えて行わなければなりません。

#### 2 意見を表明する権利

子どもは自分に関係するすべてのことについて自由に発言する権利があります。また、自由に表現したり、自由に集いを持つ権利があります。しかし、そのためには、子どもも、ほかのみんなのことを良く考え、道徳を守っていく必要があります。

#### 3 親から虐待されない権利

親はしつくと称して子どもに暴力をふるったり、面倒を見ないで放置してはいけません。

#### 4 学ぶ権利と遊ぶ権利

子どもはみんな教育を受ける権利があります。また、年齢にふさわしい遊びを楽しんだり、休息をとったりする権利もあります。

## ●具体的目標(数値目標)

項目	計画策定時	現状	目標年次	
	(平成11年度)	(平成16年度)	(平成22年度)	
児童館等年間利用回数 (注1)	1.44回	1.85回	2.10回	多くの子どもたちに利用されるよう、魅力ある児童館等の運営に努めます。
放課後児童クラブ設置率(注2)	14.2%	42.2%	60.0%	昼間保護者のいない家庭の小学校低学年児童等を育成するクラブを増やします。

注1 児童館等の年間利用者数(保育児童を除く)／0～19歳人口

注2 公立放課後児童クラブ数の公立小学校(本校)数に対する割合

## 5 援助を必要とする子どもや家庭のための支援

### 現状と課題

#### 1 障がいを持った子どもや家庭に対する支援

障がいのある子どもに対する在宅福祉サービスについて、制度の普及とサービス基盤の整備を図っていく必要があります。

また、障がいのある子どもを持つ家庭の負担軽減のため、障がい児保育を充実するとともに、重度の障がいがある子どもを持つ家庭への社会的支援を推進する必要があります。

さらに、障がいのある子どもが健康で安全に教育を受けることができる環境づくりを進めるとともに、障がいのない子どもと共に学ぶ教育の推進を図る必要があります。

#### 2 ひとり親家庭等に対する支援

保護者がいない子どもや家庭での養育が困難となった子どもへの支援を図ることが必要です。

また、離婚の増加によりひとり親家庭が増加しています。そのうち、特に母子世帯の増加が目立ちます。ひとり親家庭は両親のいる家庭より子育ての負担が大きいことから、安心して子育てができるよう支援をしていく必要があります。

#### 3 児童虐待の防止及び様々な被害にあった子どもに対する支援

児童虐待に関する相談は高止まりの傾向にあり、その内容は、複雑化・困難化してきています。児童虐待は著しい子どもの人権侵害であるとともに、子どもの心身の成長や人格の形成に大きな影響を及ぼすものであり、これまで以上に虐待の未然防止や早期発見について、関係機関の連携により対応していく必要があります。

また、犯罪、いじめ、児童虐待等により被害を受けた子どもに対する心のケアや自立に対する支援、家庭に対する援助を充実していく必要があります。

## 施策の方向

**1 障がいを持った子どもやその保護者に対する支援**

障がいのある子どもへの正しい認識と理解を深めるため、広く啓発活動を行います。また、在宅の障がい児の将来の自立生活に必要な支援や重度の障がいのある子どもを持つ家庭に対する経済的支援を図ります。

**2 障がい児保育の充実**

保育所における障がいのある子どもの受入体制の整備を促進し、障がい児保育の充実を図ります。

**3 障がい児に対する教育的支援**

障がいのある子どもの学校生活の支援のため医療的ケアや各種相談の充実を図るとともに、障がいのある子どもと障がいのない子どもが共に学ぶことができる環境づくりを図ります。

**4 家庭での養育が困難な子どもに対する支援**

保護者がいない子どもや家庭での養育が困難となった子どもに対する児童福祉施設等や里親による保護、養育を進めるとともに、児童福祉施設を退所した子どもの社会的自立の支援を図ります。

**5 ひとり親家庭に対する支援**

ひとり親家庭に対する、子育てや生活の支援、就労支援、経済的支援などを総合的に行います。

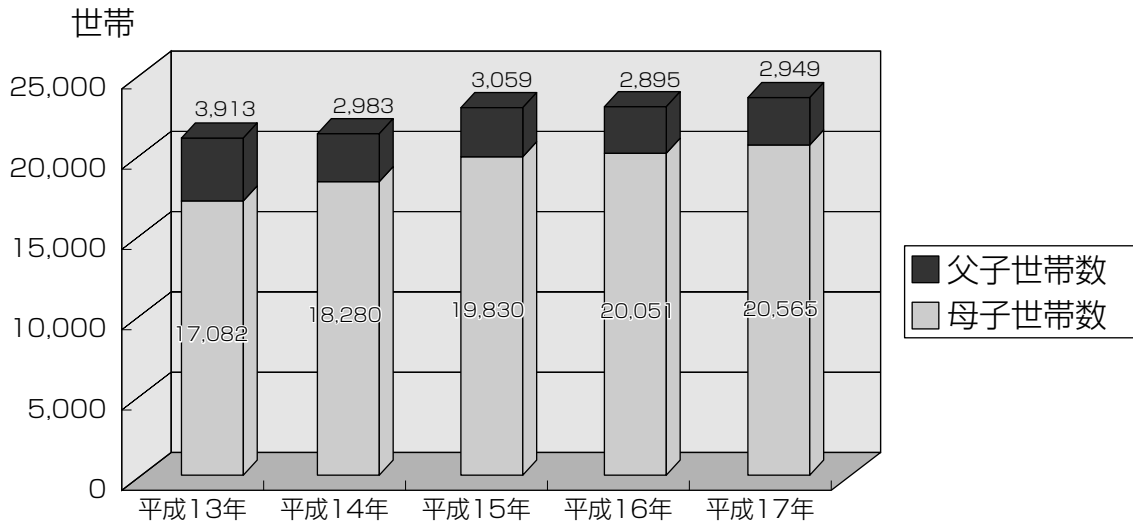
**6 児童虐待の防止体制の整備**

児童虐待の防止のため、関係機関が連携の強化を図るとともに、必要な啓発、研修、虐待のおそれのある家庭の訪問などを行います。

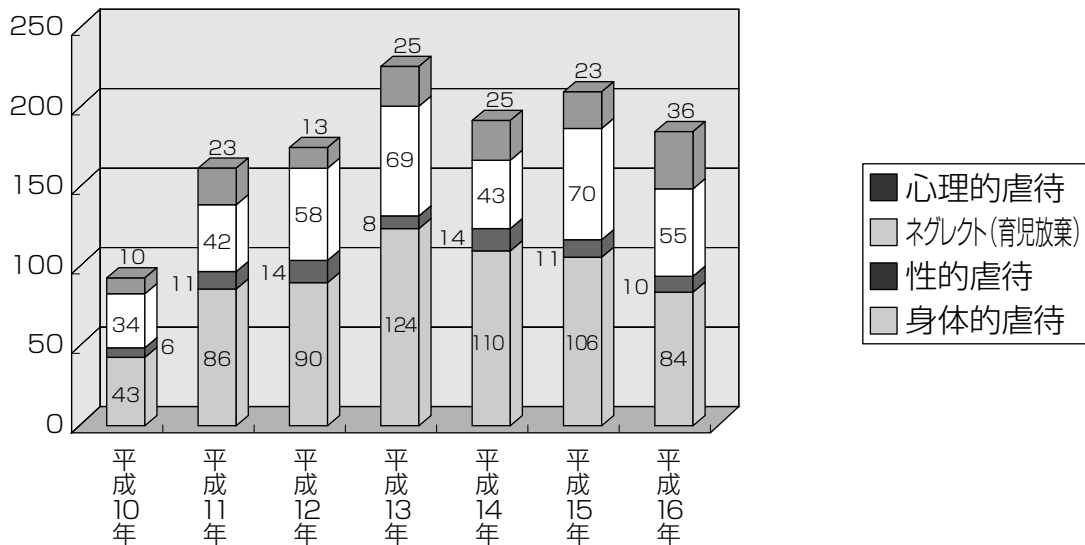
**7 被害にあった子どもに対する支援体制の整備及びその親に対する対応**

犯罪、いじめ、虐待等により被害を受けた子どもの心のケアや自立支援及びその家族に対する援助を充実していくための体制づくりを行います。

### ●ひとり親世帯数の推移



### ●児童虐待相談受付件数の推移



資料：児童家庭グループ調べ

### ●具体的目標(数値目標)

項目	計画策定時	現 状	目標年次	説 明
	(平成11年度)	(平成16年度)	(平成22年度)	
市町村における児童虐待防止ネットワーク設置率	—	12.9%	100% (平成21年度)	児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応のためのネットワークづくりを進めます。

## ●モニタリング指標

項目	計画策定時	現 状	目標年次	説 明
	(平成11年度)	(平成16年度)	(平成22年度)	
児童相談所 相談受付件数	4,790件	5,339件	—	児童相談所の相談指導体制を充実させ、気軽に相談できる環境をつくれます。
ひとり親家庭医療費助成事業受給資格登録世帯	12,002世帯	16,725世帯	—	ひとり親家庭に対する医療費助成により、ひとり親家庭の子育てを経済的に支援します。

## 6 次代の親の育成

### 現状と課題

#### 1 思春期における健康教育の推進

性情報の氾濫などから、本県における未成年者の人工妊娠中絶実施率(10代の人工妊娠中絶年間件数を15歳～19歳までの女子人口千対で表した数)は全国平均を上回っている状況にあります。こうした中で、次代の親となるべき若者に対し、性に関する正しい知識の普及や生命の大切さについての啓発等を行う必要があります。

また、次代の親となるべき若者の健全な成長のため、喫煙や飲酒、薬物乱用の防止を図る必要があります。

#### 2 家庭を築き子どもを生き育てるための環境づくりの推進

少子化対策のためには、次代の親となるべき若者に対し、男女が協力して家庭を築くこと及び子どもを生き育てることの意義についての教育や啓発を進める必要があります。

また、若者の失業率が悪化するとともに不安定就労や無業者となるケースが増加しており、若者が自立して家庭を持てるようにするため、安定的な就労ができる環境づくりを行う必要があります。

### 施策の方向

#### 1 思春期における健康教育の推進

思春期の若者に対して、性教育を含めた健康教育を進めるとともに、性に関する不安や悩みなどについての相談体制の整備を進めます。

また、未成年者の喫煙や飲酒の防止、覚せい剤、シンナー等の薬物乱用防止対策を進めます。

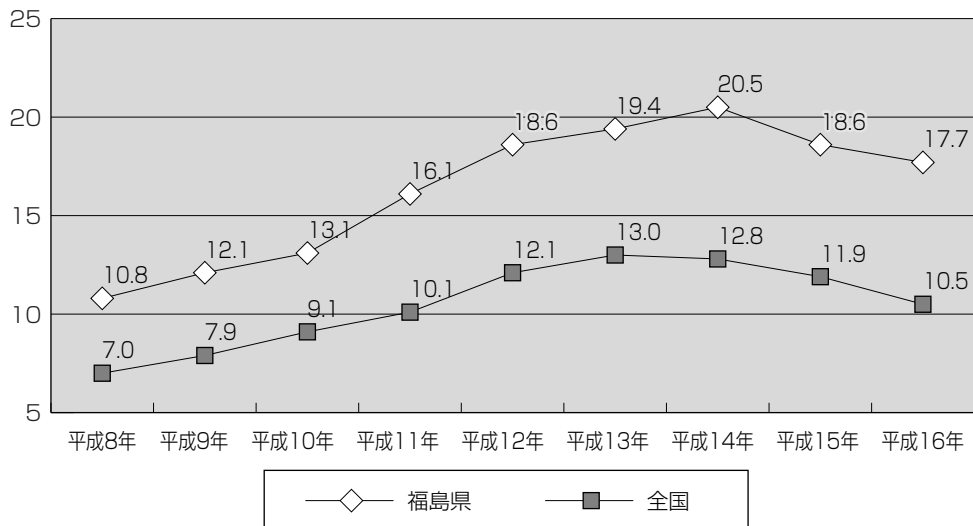
#### 2 家庭を築き子どもを生き育てることの意義に関する教育・啓発の推進

家庭を築き、子どもを生き育てることの意義について、あらゆる機会をとらえて啓発を行うとともに、若者に対して、乳幼児とふれあうなど子どもや家庭の大切さを考える機会の提供を図ります。

### 3 若年者の就業に対する支援

新規高卒者の就職の支援を推進するとともに、不安定就労や無業となっている若者の安定的な就職について支援を行います。

#### ●10代の人工妊娠中絶実施率(15歳以上20歳未満女子人口千対)



資料：母体保健統計報告、平成14年度から衛生行政報告例（年度集計）

#### ●モニタリング指標

項目	計画策定時	現状	目標年次	説明
	(平成11年度)	(平成16年度)	(平成22年度)	
10代の人工妊娠中絶実施率	16.1%	17.7%	11.9%以下	思春期の若者に対して性教育を含めた健康教育を進め、性に関する正しい知識の普及を図ります。
年長児童の赤ちゃん出合い等事業実施市町村率	—	6.7%	40%	小学校高学年や中・高校生を対象とした赤ちゃん講座や中・高校生と乳幼児がふれあうための交流事業などを進めます。